

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(延岡市指定第 4570302978 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 2 |
| 3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・    | 2 |
| 4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・  | 3 |
| 6. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・・・   | 6 |
| 7. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 8. 秘密の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 9. 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 7 |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 ゼロイチ合同会社  
(2) 法人所在地 宮崎県延岡市幸町 3 丁目 101 番地延岡駅西口街区ビル 2 階コワーキングスペース内  
(3) 電話番号 080-5203-3183  
(4) 代表者氏名 代表社員 吉岡 邦雄  
(5) 設立年月日 令和 5 年 5 月 23 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 高齢者が自立した生活を送れるよう、又介護が必要な人に対して介護相談、居宅サービス計画等の作成を支援する。  
(3) 事業所の名称 吉岡介護計画  
令和 5 年 9 月 1 日指定 延岡市 4570302978 号  
(4) 事業所の所在地 宮崎県延岡市幸町 3 丁目 101 番地延岡駅西口街区ビル 2 階コワーキングスペース内  
(5) 電話番号 080-5203-3183  
(6) 管理者 氏名 吉岡 邦雄  
(7) 当施設の運営方針 要介護者等が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、福祉、保健医療サービスが総合的に提供されるよう介護相談、居宅サービス計画等の作成を支援する。  
(8) 開設年月日 令和 5 年 9 月 1 日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 通常の実施地域は延岡市とする。  
(2) 営業日及び営業時間

| 営業日  | 月曜日 ～ 金曜日                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営業時間 | ○月曜日～金曜日：午前 10 時 00 分 ～ 午後 6 時 00 分<br>○土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで：休日<br><br>24 時間電話対応 |
|      |                                                                                                               |

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種     | 資格等     | 勤務<br>形態 | 職員数   | 業務内容                      |
|---------|---------|----------|-------|---------------------------|
| 管理者     | 介護支援専門員 | 常勤兼務     | 1 名   | 事業所の従業員の管理<br>及び業務の管理を行う。 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | 常勤兼務     | 1 名以上 | 居宅サービス計画作成                |

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

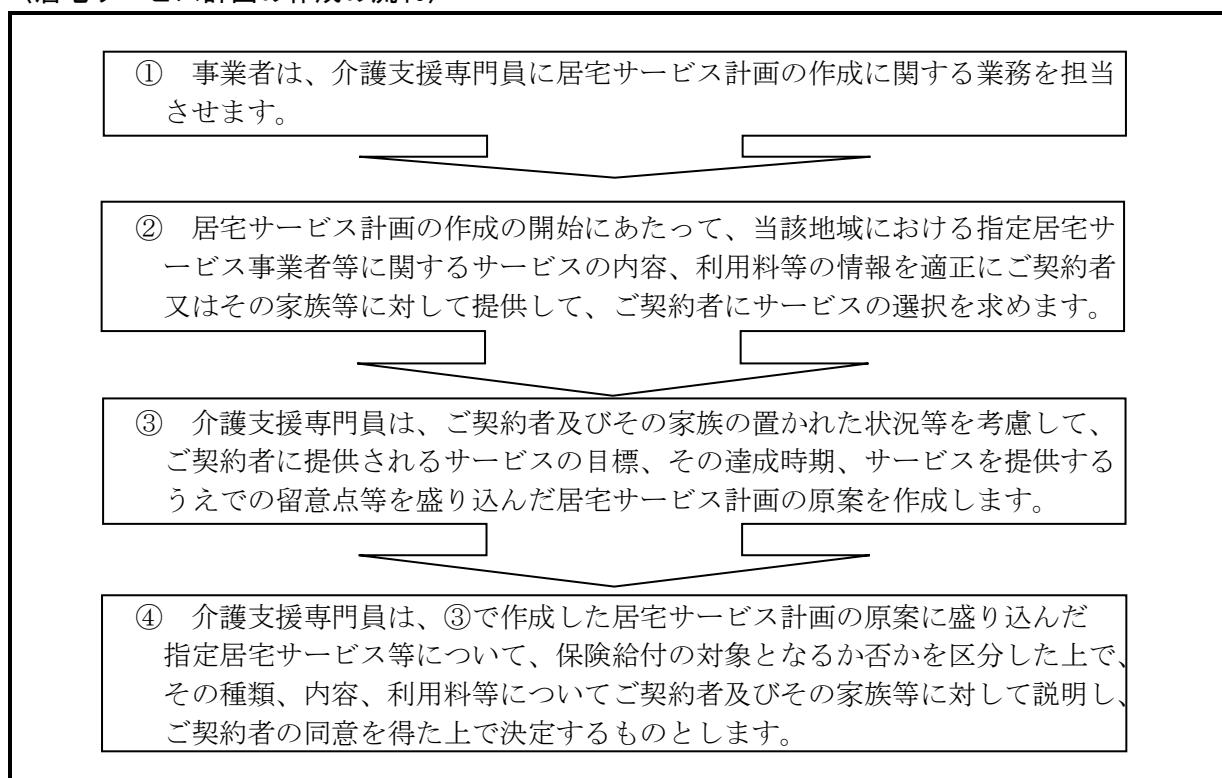
### (1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

#### 〈サービスの内容〉

##### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

#### 〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



※ 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

※ 病院等に入院となった場合には、入退院時の連携を円滑に行う目的から担当の介護支援専

門員の氏名及び連絡先を当該病院等にお伝え願います。

- ※ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）について、前期（3月1日から8月末）もしくは後期（9月1日から2月末まで）の期間で文書にて説明します。（別紙にて説明、交付）

## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が介護保険法の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。なお、当事業所からサービス提供証明書を発行し、その証明書を後日、市町村の窓口に出しますと全額払戻しを受けられます。

| 区分  | 取扱い件数      | 要介護1・2  | 要介護3・4・5 |
|-----|------------|---------|----------|
| I   | 45件未満      | 10,860円 | 14,110円  |
| II  | 45件以上60件未満 | 5,440円  | 7,040円   |
| III | 60件以上      | 3,260円  | 4,220円   |

☆加算等 ※算定適用時のみ。

| 項 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 特定事業所加算〔(注) 参照〕 |            |
| 個別加算〔(注) 参照〕    |            |
| ・ 初回加算          | 3, 0 0 0 円 |
| ・ 入院時情報連携加算 (Ⅰ) | 2, 5 0 0 円 |
| ・ 入院時情報連携加算 (Ⅱ) | 2, 0 0 0 円 |
| ・ 退院・退所加算 (Ⅰ) イ | 4, 5 0 0 円 |
| ・ 退院・退所加算 (Ⅰ) ロ | 6, 0 0 0 円 |
| ・ 退院・退所加算 (Ⅱ) イ | 6, 0 0 0 円 |
| ・ 退院・退所加算 (Ⅱ) ロ | 7, 5 0 0 円 |
| ・ 退院・退所加算 (Ⅲ)   | 9, 0 0 0 円 |
| ・ 通院時情報連携加算     | 5 0 0 円    |

(注)

・ 初回加算

新規に居宅サービス計画を作成した利用者、若しくは要介護状態区分が2段階以上の変更となった利用者へ指定居宅介護支援を行った場合、1月につき3, 0 0 0 円が加算されます。

・ 入院時情報連携加算 (Ⅰ)

入院するにあたり利用者に関する必要な情報を病院又は診療所の職員に対し、入院した日(入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。)に情報提供(提供方法は問わない)した場合、1月につき2, 5 0 0 円が加算されます。

・ 入院時情報連携加算 (Ⅱ)

入院するにあたり利用者に関する必要な情報を病院又は診療所の職員に対し、入院した日の翌日又は翌々日(入院した日を除き、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に入院した日から起算して3日目が営業日以外の日に当たるときは当該営業日以外の日を含む。)に情報提供した場合、1月につき2, 0 0 0 円が加算されます。

・ 退院・退所加算

病院若しくは診療所に入院していた利用者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス、又は地域密着サービスを利用する場合、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、入院又は入所期間中につき3回を限度として以下の(Ⅰ)～(Ⅲ)の要件を満たした場合に加算されます。同一の利用者について、居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限りです。

(Ⅰ) イ：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受ける。

- (Ⅰ) ロ：イにおける情報提供をカンファレンス参加により 1 回受ける。
- (Ⅱ) イ：(Ⅰ) イにおける情報提供を 2 回以上受ける。
- (Ⅱ) ロ：(Ⅱ) イにおける情報提供のうち 1 回以上はカンファレンス参加により受ける。
- (Ⅲ)：(Ⅰ) イにおける情報提供を 3 回以上受け、うち 1 回以上はカンファレンス参加による。

- ・通院時情報連携加算

医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 500 円が加算されます。

## （２）利用料金のお支払方法

前記（１）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月２日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振込み

宮崎銀行 祇園町支店 普通預金 0196043

ゼロイチ合同会社

ウ．金融機関口座からの自動引き落とし

## ６．サービスの利用に関する留意事項

### （１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### （２）介護支援専門員の交替（契約書第７条参照）

#### ①事業者からの交替の申し出

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

ご契約者が、選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## ７．苦情の受付について（契約書第１７条参照）

事業者は自ら提供した指定居宅介護支援サービスに対する利用者及びその家族からの指定居宅サービス等に不具合、又は適合しない等の不服があるときは迅速かつ適切に対応する。

### （１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 事業所名 吉岡介護計画

○ 苦情受付窓口（担当職名） 主任介護支援専門員  
T E L : 080-5203-3183  
F A X : 050-3094-9621

○ 受付時間 ３６５日、２４時間受付。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

|                |                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 延岡市役所<br>介護保険課 | 所在地 宮崎県延岡市東本小路2-1<br>電話番号 0982-22-7069<br>FAX 0982-26-8227<br>受付時間 午前8時30分～午後5時15分 |
| 国民健康保険団体連合会    | 所在地 宮崎県宮崎市下原町231-1<br>電話番号 0985-35-5301<br>FAX 0985-25-0268<br>受付時間 午前8時30分～午後5時   |
| 宮崎県社会福祉協議会     | 所在地 宮崎県宮崎市原町2-22<br>電話番号 0985-22-3145<br>FAX 0985-27-9003<br>受付時間 午前8時30分～午後5時     |

## 8. 秘密の保持（契約書第11条参照）

当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしさないようにします。また、介護支援専門員その他の従業者であった者も同様とします。

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとします。

## 9. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。この場合、事業所は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。

利用者にサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

令和      年      月      日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

吉岡介護計画

説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

代理人（利用者との続柄： ）

住所

氏名

## 〈重要事項説明書付属文書〉

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
  - ・ サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の居宅サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１４条・第１５条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者からの申し出により利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の２日前（最大７日）までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除する事ができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

**（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第１６条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況並びに病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合